



福岡医発第 3337 号 (地)
令和 2 年 3 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記の件につきましては、別添のとおり日本医師会より貴会宛てにも通知がなされていることと存じます。

同通知において、「**1. 地域の各医療機関の外来に共通する感染予防策**」として、「標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底すること」とされている一方、「**2. 新型コロナウイルス感染症患者を診察する際の感染予防策**」として、「患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等及び眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン、手袋を装着すること」等が示されております。

本会としましては、新型コロナウイルス感染症を疑わない患者についてインフルエンザ等の上気道検体を用いた検査を行った場合は、検体採取に際し標準予防策を徹底したうえで実施されることにより、後に当該患者が新型コロナウイルス感染症患者と判明した場合でも濃厚接触者には該当しないものと認識しております。

しかしながら、マスク及び手指消毒薬等が不足する現状において、標準予防策すら講じることができない場合につきましては、インフルエンザの検査等を行わずに臨床診断のみでご対応いただくこともご検討いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本会では、一般の医療機関向けに新型コロナウイルス感染症に関する留意事項をまとめたチラシを作成いたしましたので、併せて周知方よろしく願います。また、本会ホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症に関する留意事項について

新型コロナウイルス感染症に関する留意事項を下記のとおりまとめました。各医療機関における感染予防の参考としていただきますようお願いいたします。

- 基本的に誰もが新型コロナウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての患者の診療において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底してください。インフルエンザ迅速検査等上気道の検体採取を行う際は、目の防護具の着用(眼鏡等)、患者にマスクを着用していただき鼻だけ露出させた上で正面に立たず患者の横から行うなど、可能なかぎりの感染防御を行ってください。
- 適切な感染予防策を講じることができず、診療が困難である場合、もしくは診療の結果、感染を疑う事例については、帰国者・接触者相談センター(別紙参照)へご連絡ください。
- 新型コロナウイルス感染症のPCR検査検体の採取については、十分な感染予防対策と診療体制の整った「帰国者・接触者外来」を設置された医療機関において実施されます。

担当：福岡県医師会地域医療課

TEL：092-431-4564

FAX：092-411-6858

E-mail：fpma-chiiki@fukuoka.med.or.jp

日医発 1202 号（地 461）（健Ⅱ314）F
令和 2 年 3 月 1 1 日

都道府県医師会長 殿
郡市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長

横 倉 義 武

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部（局）宛に新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点についての事務連絡が発出されました。

本件は、発熱や上気道症状を有する等、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が来院した際の留意点について、一般の医療機関においても十分に了知いただきたい内容の周知を求めるものであります。

（以下、厚生労働省事務連絡の留意点の抜粋及び注記）

1. 地域の各医療機関の外来に共通する感染予防策

基本的に誰もがこのウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての患者の診療において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底すること、また、患者が発熱や上気道症状を有する等の場合であっても、後述の検体採取やエアロゾルが発生する可能性のある手技を実施しないときは、標準予防策の徹底で差し支えないこととされております。

上記について、日本医師会として、新型コロナウイルス感染症に関する知見が得られていない現状では、例えばインフルエンザなどの場合には検査をせずに臨

床診断にて治療薬を処方することをご検討ください。

2. (1) 新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下、同様。）を診察する際の感染予防策

- ・患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等及び眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン、手袋を装着すること。
- ・患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（または DS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（同上）、ガウン、手袋を装着すること。
- ・患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
- ・个人防护具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

2. (2) 原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明した場合であっても、1. 及び 2. (1) に基づいた感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しないこととされております。

3. 応招義務

患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法第 19 条第 1 項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症の患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨することとされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配のほどお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月 11 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について

新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制としては、現在、各都道府県に、帰国者・接触者外来を設置しており、新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、帰国者・接触者相談センターに電話連絡の上、同外来を受診する仕組みとしているところである。発熱や上気道症状を有する等、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が来院した際の留意点について、下記のとおり取りまとめたため、帰国者・接触者外来のみならず、一般の医療機関（歯科医療機関も含む。）においても、内容について十分にご了知いただきたいため、関係者への周知をお願いする。

なお、下記の取扱いは現時点における新型コロナウイルスの知見をもとにまとめたものであり、今後取扱いに変更がある場合には追って連絡する。

記

1. 地域の各医療機関の外来に共通する感染予防策について

基本的に誰もがこの新型コロナウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての患者の診療において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底すること。なお、患者が発熱や上気道症状を有する等の場合であっても、2 の検体の採取やエアロゾルが発生する可能性のある手技を実施しないときは、標準予防策の徹底で差し支えない。

2. 新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下同じ。） を診察する際の感染予防策について

（１）各地域における新型コロナウイルス感染者の報告状況や帰国者・接触者外来の設置状況等を考慮し、各医療機関は下記に基づいて感染予防策を講じること。

- ・新型コロナウイルス感染症患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・同患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・同患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（または DS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・同患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
- ・基本的にシューズカバーをする必要はないこと。
- ・个人防护具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

（２）その他

- ・原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明した場合であっても、１．及び２．（１）に基づいた感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しないこと。
- ・新型コロナウイルス感染症患者の診療に携わった医療機関の職員は、濃厚接触者に該当するかに関わらず、毎日検温を実施し、自身の健康管理を強化すること。

3. 応招義務について

患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項及び歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 19 条第 1 項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨すること。

(参考)

- 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第2版）」
(2020年3月2日 日本環境感染学会)

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=341

- 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（2020年3月5日国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

以上